

# 「ときめきグルメクーポン」取扱実施要綱

令和 5 年 2 月 27 日

## （目的）

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けている一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザ（以下「当法人」という。）の会員の生活支援を行うことを目的として配付するときめきグルメクーポン（以下「クーポン券」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## （定義）

第 2 条 この要綱においてクーポン券とは、前条の目的を達成するために、当法人が令和 5 年 7 月に発行する会報「ときめきプラザ No.106」（夏号）に添付し配付する「ときめきグルメクーポン」をいう。

2 この要綱において取扱事業者とは、当法人にときめきグルメクーポン取扱事業者として登録されたものをいう。

3 この要綱において特定取引とは、取扱事業者において提供される飲食物及びそれに付随するサービスの対価の弁済手段としてクーポン券を使用することをいう。

4 この要綱において利用対象者とは、令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日の期間において、当法人に加入している会員及びその登録家族をいう。

## （クーポン券の配付等）

第 3 条 当法人は、会員に対し、この要綱に定めるところにより、利用期間を定めたクーポン券 2 枚を配付する。

2 配付するクーポン券の券面額は、1 枚あたり 500 円（2 枚合計 1,000 円）とする。

## （クーポン券の使用範囲等）

第 4 条 クーポン券は、取扱事業者と会員または登録家族との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 クーポン券は、利用期間を令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの 2 枚とする。

3 クーポン券は、一会計 500 円以上の特定取引に各 1 枚（500 円分）を使用することができるものとする。

4 クーポン券は、会員本人及びその登録家族に限り使用することができる。

5 クーポン券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

## （取扱事業者の登録等）

第 5 条 当法人は、別に作成する募集要項により取扱事業者を募集し、応募した事業者から取扱事業者の資格を有する事業者を選定し当該取扱事業者として登録する。

## （取扱事業者の責務）

第 6 条 取扱事業者は、本要綱のほか、募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 当法人は、取扱事業者が前条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

## （クーポン券の換金手続等）

第 7 条 当法人は、特定取引においてクーポン券が使用された場合は、取扱事業者の請求に基づき換金する。

2 前項の場合において、取扱事業者は、使用された 1 ヶ月分のクーポン券を月末に取りまとめ、翌月 15 日までにクーポン券を添付して当法人へ換金請求するものとする。

3 支払いの方法は、取扱事業者の指定口座への振込によるものとする。前項の方法により受理した請求は、請求受理後 30 日以内に取扱事業者が指定した振込指定口座に請求額を振り込むものとする。なお、振込にかかる手数料は当法人が負担するものとする。

4 取扱事業者の換金請求の最終締め切りは、令和 5 年 10 月 20 日までとする。

5 本条第 3 項の規定に関わらず、換金の予算規模を超える場合は、換金の手続を停止する。

## （その他）

第 8 条 この要綱の実施のために必要な事項は、理事長が別に定める。なお、定めのない事項については、当法人と取扱事業者で協議のうえ決定する。

附則 この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。